

令和6年度小学校新入生対象 就学時健康診断を実施します

☎ 学務課 学校教育係 ☎(232)4918

次年度小学校入学予定の子どもを対象に、10～11月に就学時健康診断を実施します。対象の家庭には、9月に案内を送付しています。

心身の健康状態を把握し、必要に応じて保健指導・助言を行います。安心して入学できるよう受診をお願いします。

◆対象者 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの人

◆費用 無料

◆日程・受診会場

小学校名	実施予定日	受付時間	連絡先
菊陽中部小学校	10月26日(木)	午後1時20分～1時50分	☎(232)2001
菊陽南小学校	10月25日(水)	午後1時40分～1時55分	☎(232)2002
菊陽北小学校	11月16日(木)	午後1時00分～1時20分	☎(232)0453
武蔵ヶ丘小学校		午後1時30分～1時50分	☎(338)2132
菊陽西小学校	10月25日(水)	午後1時30分～2時	☎(232)1745
武蔵ヶ丘北小学校	11月2日(木)		☎(338)2500



就学時健康診断受付の様子

◆注意

- ①保護者同伴でお願いします。
- ②歯磨きを済ませ、着脱が簡単な上下分かれた服でお越しください。
- ③当日体調不良で欠席する場合は、学校へ連絡してください。
- ④転出の予定がある場合は、お問い合わせください。

初めての実施 通学路安全対策会議を開催

☎ 学務課 ☎(232)4918



8月25日に、第1回菊陽町通学路安全対策会議を開催しました。

関係機関で通学路合同点検の対策内容を確認しました。町ホームページに各校区の通学路点検結果と対策を掲載していますのでご覧ください。

今後は、第2回会議を2月に開催し、対策の進捗状況などを共有し、さらなる安全対策の強化に取り組む予定です。



点検箇所を関係者で共有した

ファミリー・サポート・センター協力会員の養成講座を行います

☎ 社会福祉協議会ボランティアセンター ☎(232)4824



ファミリー・サポート・センターとは、育児などの援助を受けたい人(利用会員)と、援助を行う人(協力会員)による会員登録制の相互援助活動です。今回、協力会員の養成講座を行います。

- ◆場所 老人福祉センター
- ◆申込期限 10月16日(月)
- ◆その他 事前申し込みが必要です。

申し込みはこちら→



日時	内容
10月21日(土)	開講式・オリエンテーションなど
10月24日(火)	障がいのある子どもの預かり
10月27日(金)	子どものけが、応急処置
10月30日(月)	子どもの栄養と食生活など
11月1日(水)	心の発達と保育者の関わり
11月7日(火)	小児看護の基礎知識
11月10日(金)	児童虐待と社会的養護、閉講式

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912



公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。現在、給付金を受けている人の手続きは不要です。

◆年金生活者支援給付金には3種類あります

- ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金
- ②障害年金生活者支援給付金
- ③遺族年金生活者支援給付金

◆令和5年度給付額

- ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金
月額5,140円を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出されるため、金額は受給者ごとに異なります。
- ②障害年金生活者支援給付金
障害基礎年金1級 月額6,425円
障害基礎年金2級 月額5,140円
- ③遺族年金生活者支援給付金 月額5,140円
※複数の子が受給している場合、5,140円を子の数で割った金額がそれぞれに給付されます。

◆留意事項

- 支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは不要です。
- 支給要件を満たさなくなった場合、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送られます。

◆新たに受け取る人

受け取りの対象になる人には、日本年金機構から9月1日以降にお知らせが届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

◆問い合わせ

給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092
050から始まる電話でかける場合
☎03(5539)2216

※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご準備ください。



厚生労働省ホームページ→

10月は里親月間です

☎ 慈愛園乳児ホーム 養育家庭支援センターきらきら ☎(383)8100



里親制度とは、児童福祉法に基づいて、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する、子どものための制度です。

里親制度をご存じですか

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたちが、県内に約650人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、さまざまなサポートを受けながら養育するのが里親制度です。

里親家庭は特別な家庭ではありません。共働き世帯や子育て世帯の里親登録も増えています。

里親は自分の子どもとして迎え入れる特別養子縁組だけでなく、一定期間預かる養育里親などもあり、自分のライフスタイルに合った活躍の仕方があります。

里親制度は、子どものための制度です。この機会に里親制度への理解を深めてみませんか。興味がある人は気軽にご相談ください。

【里親さんの声】

妻としっかり話し合い一緒に研修を受け、受け入れの準備ができたことは、私たち夫婦にとって良い時間でした。現在3歳と1歳の男の子と生活しています。毎日とてもにぎやかで、かわいい子どもたちの仕草や笑顔、何よりも寝顔に癒されています。家の中がぱっと明るくなったような感じで、妻や家族との会話が弾みます。まさに子どもたち中心の生活となり、私のスマホは子どもたちの写真でいっぱいです。



養育家庭支援センターきらきらホームページ→